水質検査を依頼される方へ

1　検査受付日時　　裏面の水質検査日程のとおり

午前９時～午前１０時３０分（時間厳守）

2　検査受付場所　　川越市小ケ谷８１７－１　川越市保健所１階　水質検査 窓口

3　持参する物

（1）水（専用の容器に入れてお持ちください。容器は事前に保健所へ取りに来てください。

容器の配布時間は保健所開庁日の午前８時４５分から午後４時３０分までです。）

検査を依頼する水の種類によって、お持ちいただく容器の種類が異なります。

裏面の採水方法をご確認のうえ、採水してください。

○井戸水等：検査する水を入れたポリ容器（大１個、小１個※1）、黒い蓋付きのガラス瓶（1本）

※1滅菌包装の２００ml 容器。中に薬剤が入っています。

○小規模貯水槽水道：検査する水を入れたポリ容器（大１個）

（2）試験等依頼書

１枚目の太枠内に、必要事項をボールペンで記入してください。

２枚目の左上に、依頼者氏名を記入してください。

（3）検査手数料（**現金のみ**）

井戸水等	（１３項目）	８，５６０円
小規模貯水槽水道	（５項目）	２，３５０円

※ 検査結果の郵送をご希望される場合は、切手を貼った封筒に住所・氏名をご記載のうえ、検査受付時に検査用の水と一緒にお持ちください。

4　水質検査成績書の交付

受付翌週の火曜日以降に、川越市保健所の窓口でお渡しします。（火曜日が祝日の場合は、水曜日以降のお渡しです。）

交付時間は保健所開庁日の午前８時４５分から午後４時３０分までです。

5　検査内容

- 井戸水等（１３項目）：一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物・pH・味・臭気・色度・濁度・アンモニア態窒素※2・残留塩素※2

※2水質基準外項目

- 小規模貯水槽水道（５項目）：色度・濁度・臭い・味・残留塩素

検査結果は、各検査項目について「水質基準」に『適合』若しくは『不適合』という判定です。『飲用に適する』という判定は出来ませんのでご了承ください。

※「飲用に適する水」と判断するには、水道法で定められた 52 項目の水質基準に適合していることの確認が必要です。川越市保健所では 52 項目の検査は取り扱ってません。

なお、不明な点がありましたら検査担当までお問い合わせください。

6　その他　・使用しなかった容器は保健所にお返しください。ガラス瓶の取扱いには、充分注意くださるようお願いします。

・残留塩素異常高値（1.5mg/L 以上）の場合は味の検査は行わず、「検査不能」となります。また、総合判定は「判定不能」となります。

令和８年度 水質検査日程

	第１火曜日	第２火曜日	第３火曜日	第４火曜日	第５火曜日
令和8年　4月	７日		２１日		
5月		１２日	１９日	２６日	
6月	２日				
7月					
8月					
9月					２９日
１０月			２０日		
１１月		１０日	１７日		
１２月	１日		１５日		
令和9年　1月			１９日		
2月	２日		１６日		
3月	２日				

採 水 の 方 法

(1)　検査するための水は、**検査受付当日（火曜日）の朝に採水**してください。

(2)　蛇口等を十分に洗浄し、１０分くらい水を流した後に行ってください。

(3)　**『大きなポリ容器』『黒い蓋付きのガラス瓶』**は理化学検査用です。採る水でよくすすいだ後、ポリ容器については水を８分目まで、**ガラス瓶についてはガラスの首まで**入れてください。

(4)　**『袋に入ったポリ容器』**は細菌検査用です。**内側をすすがないでください**。水を８分目まで入れすぐに蓋を締めてください。蓋の内側や容器の口には手を触れないでください。

(5)　荷札に住所・氏名を記載し、大きなポリ容器に直接取り付けてください。

《問い合わせ先》　川越市保健所 衛生検査課　検査担当　　電話049-227-5104